

| | | | | | |
|----|------|-----|----|-----|----|
| 課長 | 課長代理 | 専門監 | 班長 | 副班長 | 班員 |
| | | | | | |

平成 26 年 8 月 15 日

廃棄物リサイクル課長 殿

パトロール等実施結果報告書

| | |
|------|--|
| 実施種別 | に係るへの及び熱海市内における関連現場視察 |
| 実施日 | 平成 26 年 8 月 14 日 (木) |
| 実施時間 | 1 午前 11 時 00 分～午後 0 時 30 分 (対応) 2 午後 2 時 30 分～午後 4 時 20 分 (対応) |
| 実施場所 | 1 東部健康福祉センター (対応) 2 現場視察箇所 ア 熱海市伊豆山番地 (伊豆山解体現場跡地) イ 熱海市伊豆山 (通称C工区) ウ 熱海市日金町番号～号 (社員寮跡地) |
| 実施者 | |
| 状況 | <p>1 への対応</p> <p>(1) 対応の経緯</p> <p>に対しては、7月3日(木)、同月14日(月)、同月31日(木)に同人方へ訪問し、に関する対応を図ってきたものである。</p> <p>これまでの対応において、同人は、(その後、指導により自ら開封)、また、事情聴取時、等を終始申し立てる等、対応に苦慮してきたものである。</p> <p>本日、同人を東部健康福祉センターへ任意招致したところ、来庁したことから、並びに事情聴取等を実施した。</p> <p>(2) 対応状況</p> <p>別紙対応記録のとおり。</p> <p>2 現場視察</p> <p>(1) 事案概要及び目的</p> <p>は、熱海市日金町における建物解体()で生じたがれき類(総量約 5,758 m³)を一部(約 4,200 m³)は解体現場に放置し、その他(約 1,500 m³)は、解体工事を行った時期、自社の造成地であった熱海市伊豆山に運搬し、放置していた。</p> <p>また、伊豆山解体現場跡地における解体物や同所へ現地外から持</p> |

ち込まれた解体物の一部も熱海市伊豆山に運搬し、放置していた。
同状況から、日金町、伊豆山、[]の各現場に山積した解体物を撤去させるため、東部健康福祉センター職員等が起因者等へ撤去指導を継続実施してきたものであるが、平成25年5月8日、日金町や[]におけるC工区に山積していた解体物が結局のところ造成工事とともに埋められたことが発覚した。

[] 関係各所に対する現場視察の必要性が認められたものである。

※ []

【8月21日(木)東部健康福祉センターにて関係者から事情聴取を実施する。】

(2) 現場視察結果

ア [] 伊豆山跡地

現場は、[] 伊豆山の解体現場跡地であり、同現場東側には、半壊の状態で[]の一部が残されている。

同所は、外見上綺麗に整地され、造成が終了したのと思料されるが、現場地表面を確認すると、細かく砕かれたコンガラ等が散在していた。

また、半壊建物には、足場が組まれていた。

現場視察時、70歳半ばの年齢と思料される[]と名乗る男性が現れ、「この土地は俺の物だ。もともとあった解体ゴミは俺が片付けた。[]の半壊建物は、解体せずに食堂等に建て直し活用する。」旨を申し立てた。

イ C工区

C工区は、上記日金町解体現場で生じたコンクリートがら等が持ち込まれた後、[]氏が個人名義で購入した物件である。

同コンクリートがらは、所有権が[]に移転した後、同人が現地に破砕機を持ち込み、破砕後、路盤材として再生利用等していた。

しかし、同物件は、路盤材として再利用する他、同所を分譲地とするための造成工事のさなか、埋め込み等したものである。

よって、同人に対しては、現場を掘り起こし、撤去する様、継続的な指導がなされている状況にある。

現場視察時、同所は、前回確認時に比して雑草等に覆われていたものの、土中等に埋められていると思料される解体物の他は、目視確認出来る物件は残在していなかった。

ウ 熱海市日金町 [] 社員寮跡地

現場周囲は、人車の通行が閑散であり、南北道路西側の解体現場である。

同所出入り口には、大きな石が数個置かれていることから、現場奥への車両の通行は出来ない。

現場は、雑草等に覆われ、現状の目視確認が困難な状況にあるものの、地表面等を確認したところ、剥き出しの金属片やコンクリートがら等が確認出来、また、前回に比して量等の変化はないものと思料された。

対応記録

| 課長 | 課長代理 | 専門監 | 班長 | 課員 | 担当 |
|-------|------------------|-----|----|-----|------------|
| | | | | | |
| 面談年月日 | 平成 26 年 8 月 13 日 | | | 面談者 | [Redacted] |
| 起案年月日 | 平成 26 年 月 日 | | | | |
| 決裁年月日 | 平成 年 月 日 | | | 対応者 | [Redacted] |

題 標 [Redacted]

1 概要

[Redacted] 同人は3月25日の東部健康福祉センターへの呼び出しに応じず、これまで [Redacted] の内容に関する説明を受けていないことから、 [Redacted] や [Redacted] に関する説明を行った。
 同人は [Redacted] を主張したため、 [Redacted] があることについて重ねて説明を行うとともに、 [Redacted] 等に関する聴取を行った。聴取内容等を元に今後の方針を決定することを伝え、再度の面談を約した。
 その他、 [Redacted] に関する聴取を行った（聴取内容については、別途供覧する。）。

2 面談内容（10:58～12:30頃）

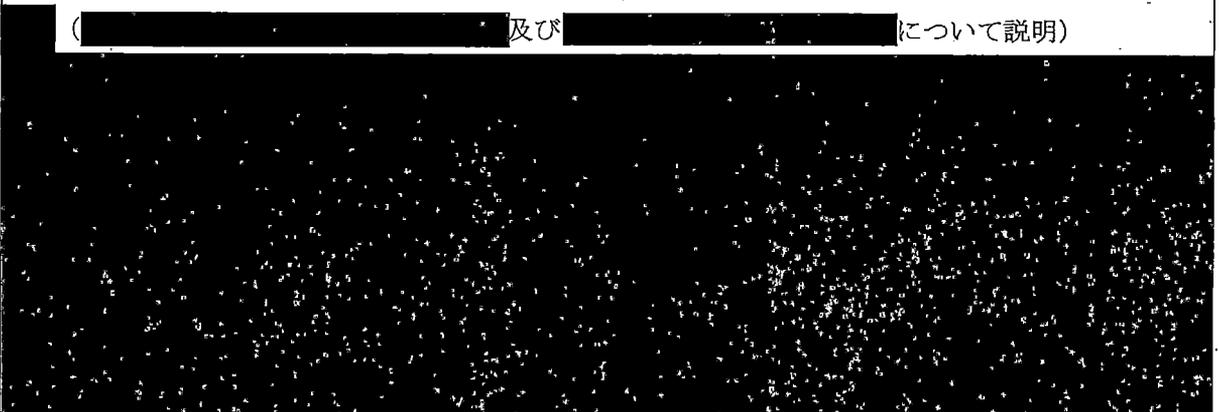
(1) 当方の主な説明内容・聴取内容

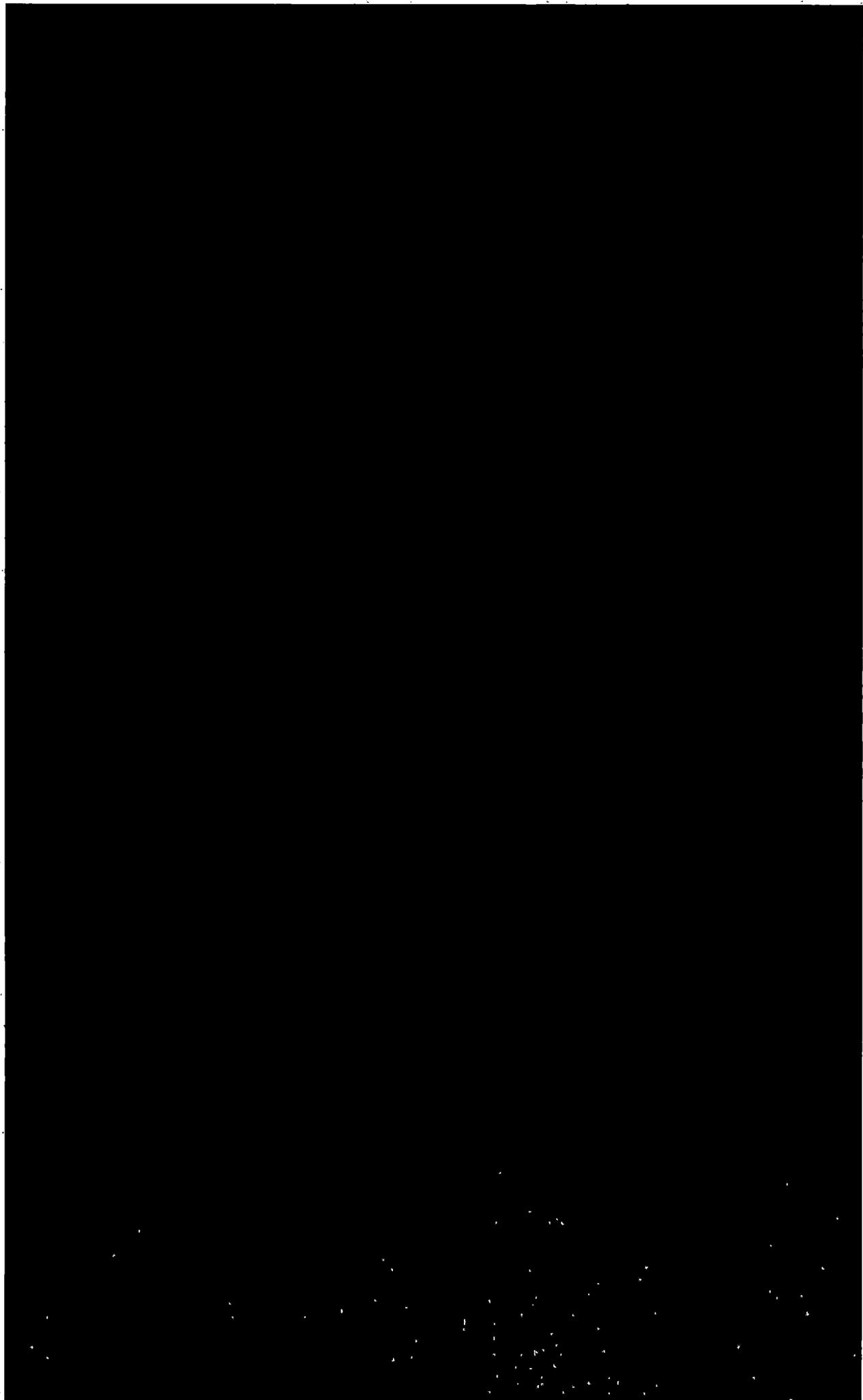
[Redacted] を渡して、 [Redacted] や [Redacted] に関する説明を行うとともに、 [Redacted] 等に関する聴取を行った。

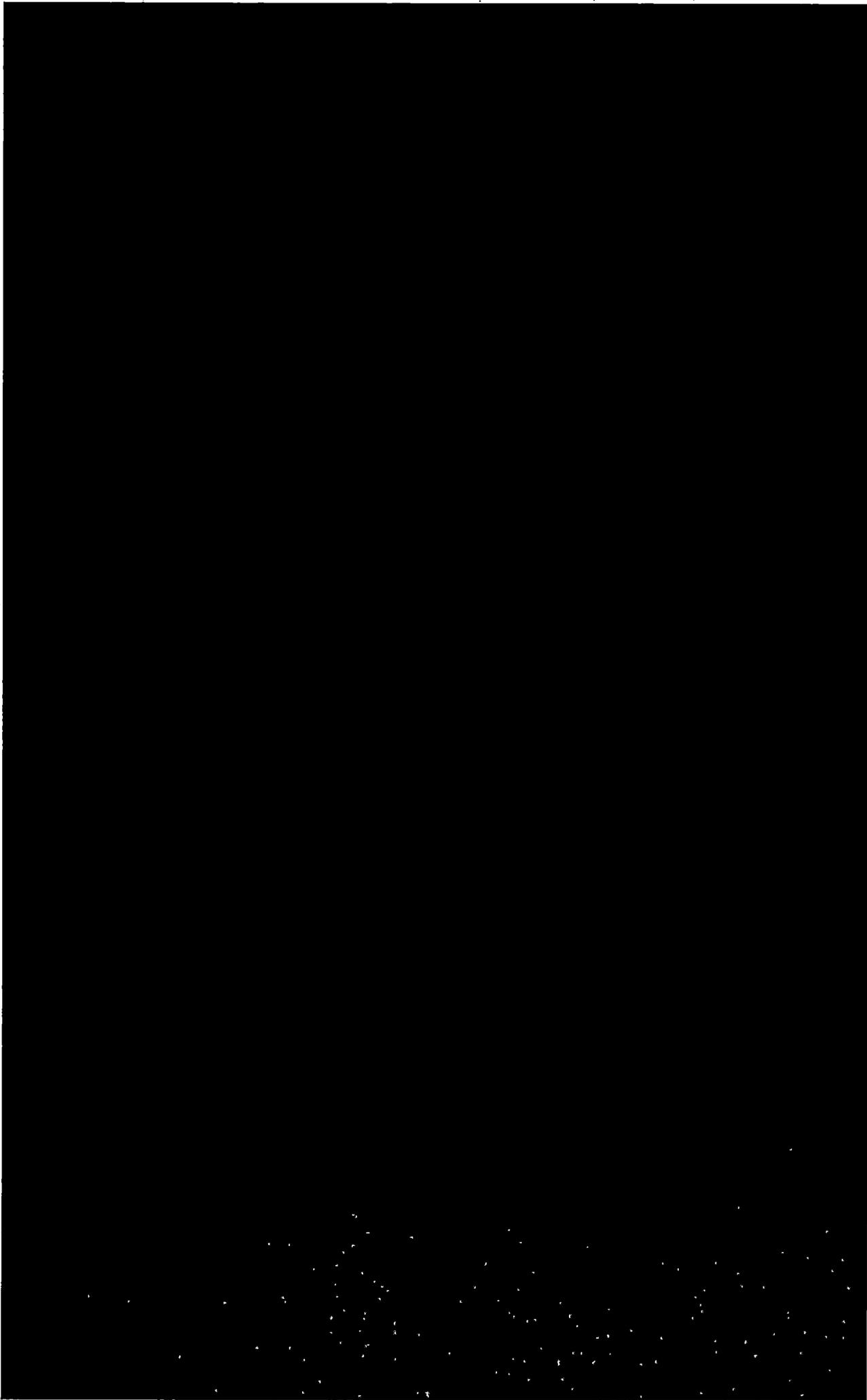
(2) [Redacted] の発言の要旨

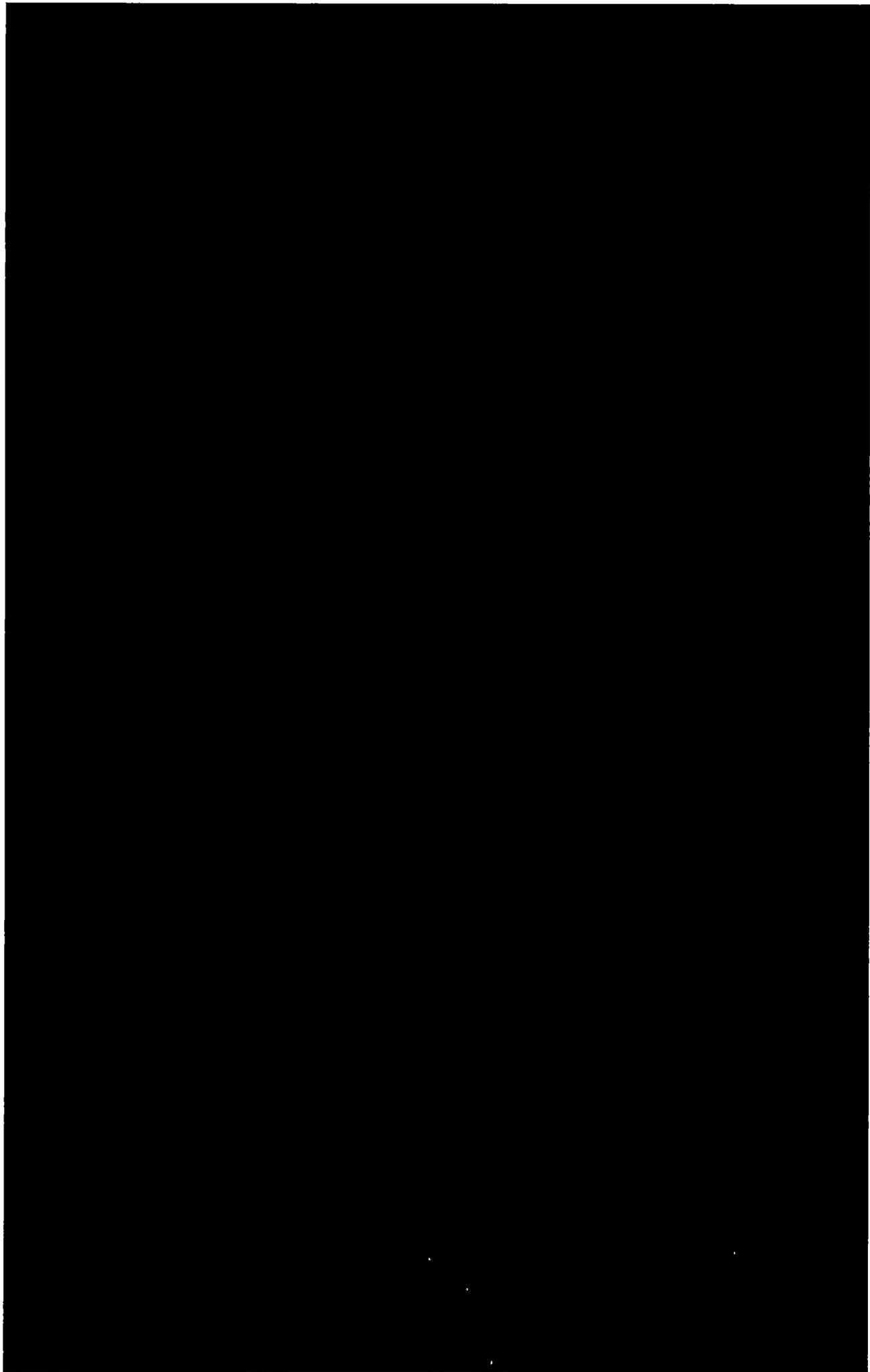
・そもそも今回の [Redacted]。だから、 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 だ。（面談の後半はあまり主張しなかった。）
 ・ [Redacted] として雇われている身であり、 [Redacted]
 [Redacted]
 ・その他、主な発言内容は次のとおり。

([Redacted] 及び [Redacted] について説明)

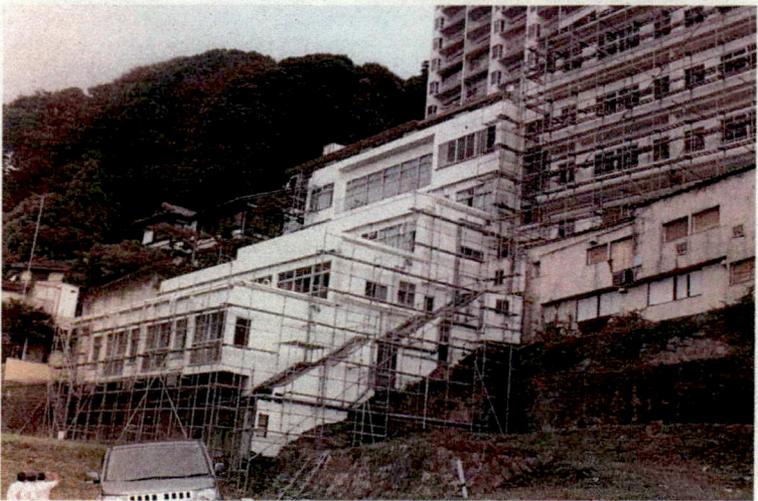






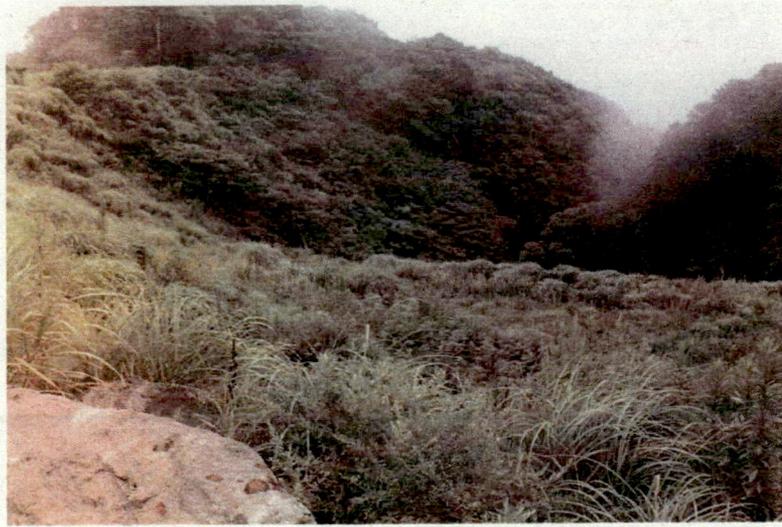


熱海市伊豆山 [REDACTED]
解体现場跡地



熱海市伊豆山【通称C工区】





熱海市日金町 [redacted]
[redacted] 社員寮跡地

